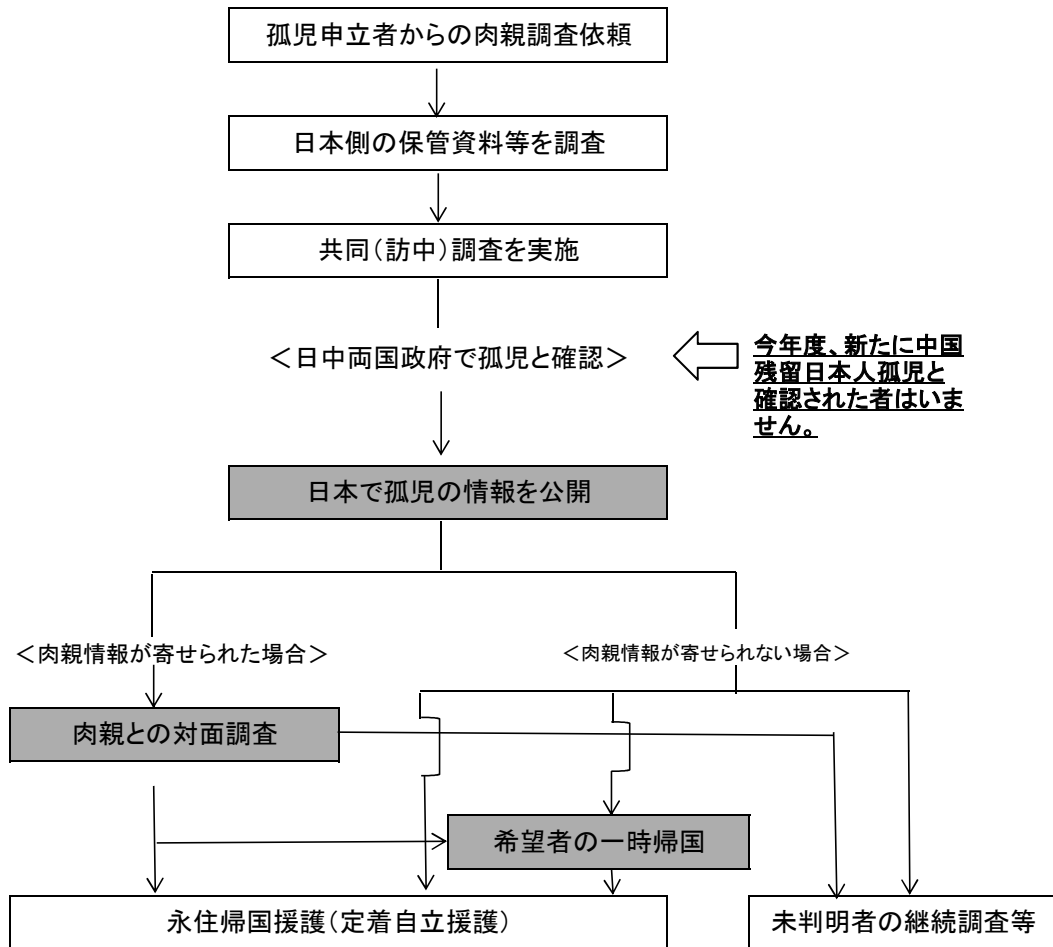


中国残留日本人孤児の肉親捜しの実施方法



※ 昭和55年度から平成11年度までは身元が確認できない孤児については一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て、肉親を捜す調査(集団訪日調査)を行っていたが、身元が確認できない孤児は、この集団訪日調査を経ないと永住帰国などができなかった。

平成12年度以降は日中両国政府で「中国残留日本人孤児」と確認された者について、日本で顔写真、身体的特徴、肉親との離別状況等の情報を「孤児名簿」として公開し肉親情報を収集する情報公開調査を実施する方法に改め、肉親情報が寄せられた孤児か否かに関わらず、直接永住帰国することができることとなった。